

## 適切な施工体制の確保に関する特記仕様書

(目的)

第1条 本特記仕様書は、近年増加している維持修繕等の小規模工事を含め、不適切な施工体制が、工事現場の安全確保や、工事の品質等に悪影響を及ぼすことが懸念されている。そこで、手抜き工事や一括下請負（不当な中間搾取）等を防止するため、作業員の雇用確認、下請負契約の締結時における作業分担の明確化と公衆への周知、現場代理人等の明確化を行い、適切な施工体制の確保に寄与することを目的とする。

(作業員の雇用確認)

第2条 受注者は、当該工事において作業を行う全ての作業員を記載した現場作業員名簿（参考様式33）を作成すると共に、現場に備え付け、発注者に提出しなければならない。また、受注者は監督員等から作業員の雇用関係を証明するために、現場作業員名簿の確認を求められた際は、これに協力をしなければならない。なお、作業員とは工事の完成を目的とした作業を行うものをいう。

2 受注者は、監督員等が作業員の本人確認のために行う氏名等の確認作業について、作業員に事前の周知を行うと共に、これに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項に規定する現場作業員名簿による作業員の雇用確認の際に、現場作業員名簿に記載のない作業員が現場で作業を行っていた場合は、その理由を説明しなければならない。なお、その作業員と受注者又は下請負者が雇用関係にある場合は、直ちに雇用関係を証明するための書類である雇用証明書（参考様式34）を作成すると共に、発注者に提出しなければならない。

(施工体系図)

第3条 受注者は、下請負契約を締結したときは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の6に定める施工体系図を作成しなければならない。

2 受注者は、前項に定める施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げると共に、発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度施工体系図を変更し、当該施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げると共に、速やかに発注者に提出しなければならない。

4 受注者は、工事完成後、全ての精算下請負代金額を記載した施工体系図に最終の下請負契約書の写しを添付して発注者に提出しなければならない。

(名札等の着用)

第4条 受注者は、現場代理人及び自社を含む当該工事に係る請負契約を締結している建設業者（2次下請以降を含む全ての下請負者）の主任（監理）技術者に、氏名及び会社名の入った名札等を着用させ、着用が判読できる写真を発注者に提出しなければならない。ただし、名札の着用により作業に支障を来す恐れがある場合は、

着衣への縫い込み、ヘルメットへのシールの貼付その他の方法によることができる。

(施工体制台帳)

第5条 受注者は、下請負契約を締結したときは、建設業法施行規則第14条の2及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に定める施工体制台帳を作成しなければならない。

2 受注者は、作成した施工体制台帳（記載事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）を工事現場ごとに備え置くとともに、写しを発注者に提出しなければならない。

附 則

この特記仕様書は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この特記仕様書は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この特記仕様書は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この特記仕様書は、令和3年4月1日から施行する。